

ストレスチェック 全企業義務化に備えて 事前準備はお済みですか？

ストレスチェックは現在、従業員 50 名以上の事業場に義務付けられていましたが、現在努力義務となっている「**従業員 50 名未満の小規模事業場にもストレスチェックの実施義務**」を広げ、「**全企業を実施義務対象**」の方向で、厚生労働省が中間とりまとめを発表しました(2024年11月1日付)。

昨今は、精神障害の労災認定件数が急増していることや、リモートワーク導入による働き方の変容など、特にコロナ禍以降の職場内の環境や労働に関する考え方が大きく変わってきており、自分自身が受けているストレス状況に気づく機会は、全ての労働者に与えられるのが望ましく、規模の大小に関わらないという有識者の意見が深く検討されはじめました。

また小規模事業場は、産業医の選任義務がないため、こころとからだの不調などが発生しても、職場として関与する視点や手立てがなく、知見を持った専門医等からの助言も得られないまま、労働者が結局は離職してしまい、経営者も慢性的な人材不足に嘆くということが聞かれます。



MRC 札幌には、小規模事業場の経営者さまや労務担当者から、ストレスチェック導入のお問合せが急増しており、どの企業さまも早い準備を望まれているようです。

また小規模事業場内でのメンタルヘルスの相談体制も導入したいというケースが大変多く寄せられています。

ストレスチェック導入や小規模事業場の相談体制の導入や準備、助言などお探しの企業さまは どうぞお気軽に MRC 札幌までご相談下さい。



ストレスチェックや小規模事業場サービスの ご相談お問合せは下記までお気軽に！！

Mail : info@mrc-sapporo.co.jp (24 時間年中無休 3 営業日以内に返信します)

電話番号 : 011-209-0556(受付時間:月~金 9:00~17:00)

営業時間 : 月~金(9:00~17:00) 土・日・祝(休み/土曜は EAP 相談は対応可)